「釧路市体験型観光事業者利用促進事業」事業

「クシロ体験割」の流れ

予約開始日:令和4年5月26日(木)より予約受付可能となります。尚、事業者・体験ごとに開始時期が

異なるかと思いますので、受付の開始可否は事業者ごと判断願います。

割引対象期間:令和4年5月31日(火)~令和5年2月28日(火)

利用

(体験利用者)

クシロ体験割を適用した体験商品を予約 →体験商品を利用。



利用状況報告 補助金請求 (体験型観光事業者) 事業者は実績報告書を毎月締め、<u>翌月20日まで</u>に釧路観光コンベンション協会に提出する。請求する際は請求書を併せて提出する。

- ※2月分の報告・請求のみ、3月10日までの締切となります。
- ※補助金の請求は、各月 ×、または複数月 × の任意の区切りで行うことが可能です。

【必要書類】

- 様式第6号 実績報告書
- •様式第7号 請求書



支払

(釧路観光 C協会)

上記必要書類を精査の上、補助上限額の範囲内において、補助金をお支払いします。

補助上限額に達し次第、事業終了となります。

【体験メニューの追加変更について】

体験メニューの追加・変更を希望する際は、変更申請書の提出が必要です。

※メニューの追加・変更によって、補助上限額決定通知書で通知された「補助上限額」に増減 はありません。

【必要書類】

・様式第4号 体験メニュー追加・変更申請書

※上記申請書を精査後、釧路観光C協会より追加・変更決定通知書を送付します。